

令和 5 年

第 1 回臨時会議案

北海道恵庭市

報告第1号

恵庭市税条例の一部改正について（専決処分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月19日提出

恵庭市長 原 田 裕

専決処分書

恵庭市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

恵庭市長 原 田 裕

恵庭市税条例の一部を改正する条例

恵庭市税条例（昭和 5 1 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 149 条（略） 附 則 第 1 条～第 5 条の 4（略） （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第 6 条 昭和 57 年度から令和 6 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 28 条第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 29 条第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。))は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2・3（略） 第 7 条・第 7 条の 2（略） （読替規定） 第 8 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、第 63 条又は第 64 条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 68 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、第 63 条若しくは第 64 条」とする。	第 1 条～第 149 条（略） 附 則 第 1 条～第 5 条の 4（略） （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第 6 条 昭和 57 年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 28 条第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 29 条第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。))は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2・3（略） 第 7 条・第 7 条の 2（略） （読替規定） 第 8 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで又は第 63 条_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 68 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで若しくは第 63 条_____」とする。

現行	改正案
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 8 条の 2 (略) 2～10 (略) 11 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略) 第 9 条～第 10 条 (略) (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 (略) 2 (略) 3 法附則第 15 条第 26 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 4 法附則第 15 条第 26 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 5 法附則第 15 条第 26 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 8 条の 2 (略) 2～10 (略) 11 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 17 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 施行規則附則第 7 条第 17 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略) 第 9 条～第 10 条 (略) (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 (略) 2 (略) 3 法附則第 15 条第 25 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 4 法附則第 15 条第 25 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 5 法附則第 15 条第 25 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

現行	改正案
6 法附則第 15 条第 26 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。	6 法附則第 15 条第 25 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
7 法附則第 15 条第 26 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。	7 法附則第 15 条第 25 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。
8 法附則第 15 条第 26 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。	8 法附則第 15 条第 25 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。
9 法附則第 15 条第 26 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。	9 法附則第 15 条第 25 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。
10 法附則第 15 条第 26 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	10 法附則第 15 条第 25 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
11 法附則第 15 条第 26 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	11 法附則第 15 条第 25 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
12 法附則第 15 条第 26 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	12 法附則第 15 条第 25 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
13 法附則第 15 条第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。	13 法附則第 15 条第 28 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
14 法附則第 15 条第 33 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	14 法附則第 15 条第 32 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
15 法附則第 15 条第 34 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。	15 法附則第 15 条第 33 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
16 法附則第 15 条第 43 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。	16 法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。
17 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。	17 法附則第 15 条第 43 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。
18 (略)	18 (略)
19 法附則第 64 条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。	
第 10 条の 3～第 15 条 (略)	第 10 条の 3～第 15 条 (略)

現行	改正案		
(<u>軽自動車税の環境性能割の非課税</u>) <u>第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号(同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。)</u> <u>に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用のものに</u> <u>限る。以下この条において同じ。)</u>に対しては、 <u>当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10</u> <u>月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間(附則</u> <u>第 15 条の 8 第 3 項において「特定期間」とい</u> <u>う。)</u>に行われたときに限り、<u>第 87 条第 1 項の</u> <u>規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を</u> <u>課さない。</u> 第 15 条の 3～第 15 条の 7 (略) (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第 15 条の 8 (略) 2 (略) 3 <u>自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用の</u> <u>ものに対する第 88 条の 4(第 2 号に係る部分に</u> <u>限る。)</u>及び前項の規定の適用については、<u>当該</u> <u>軽自動車の取得が特定期間に行われたときに</u> <u>限り、これらの規定中「100 分の 2」とあるの</u> <u>は、「100 分の 1」とする。</u> (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪 以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初 の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指 定(次項から<u>第 8 項</u>までにおいて「初回車両番 号指定」という。))を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の 軽自動車税の種別割に係る第 89 条の規定の適 用については、当分の間、次の表の左欄に掲げ る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲	(略)	第 15 条の 2 削除 第 15 条の 3～第 15 条の 7 (略) (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第 15 条の 8 (略) 2 (略) (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪 以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初 の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指 定(次項から<u>第 4 項</u>までにおいて「初回車両番 号指定」という。))を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の 軽自動車税の種別割に係る第 89 条の規定の適 用については、当分の間、次の表の左欄に掲げ る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲	(略)
(略)			
(略)			

現行	改正案													
げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 89 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分 の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 89 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。													
<table><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)	<table><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)											
(略)														
(略)														
3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち 3 輪以上のものに対する第 89 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。														
<table><tr><td>第2号ア(イ)</td><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">第2号ア(ウ)a</td><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr><tr><td>1万800円</td><td>5,400円</td></tr><tr><td rowspan="2">第2号ア(ウ)b</td><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr><tr><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr></table>	第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円	1万800円	5,400円	第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円	
第2号ア(イ)	3,900円	2,000円												
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円												
	1万800円	5,400円												
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円												
	5,000円	2,500円												
4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 89 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。														
<table><tr><td>第2号ア(イ)</td><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr></table>	第2号ア(イ)	3,900円	3,000円											
第2号ア(イ)	3,900円	3,000円												

現行			改正案
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円	
	1万800円	8,100円	
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円	
	5,000円	3,800円	
5 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 89 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			
6 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第 89 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			
7 法附則第 30 条第 7 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車 _____ _____ (営業用の乗用のものに限る。)に対する第 89 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間			
3 法附則第 30 条第 3 項の規定の適用を受ける 3 輪以上の法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第 89 条の規定の適用については_____ _____			

現行	改正案
に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分 の軽自動車税の種別割に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 8 法附則第 30 条第 8 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第 89 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車 が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分 の軽自動車税の種別割に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第 17 条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車の前条第 2 項から第 8 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2・3 (略) 第 18 条～第 20 条 (略)	、当該ガソリン軽自動車 が令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「2,000 円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900 円」とあるのは「3,500 円」とする。 4 法附則第 30 条第 4 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第 89 条の規定の適用については 、当該ガソリン軽自動車 が令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「3,000 円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900 円」とあるのは「5,200 円」とする。 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第 17 条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車の前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2・3 (略) 第 18 条～第 20 条 (略)

現行	改正案
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第 20 条の 2 昭和 63 年度から<u>令和 5 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、昭和 63 年度から<u>令和 5 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略)	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第 20 条の 2 昭和 63 年度から<u>令和 8 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、昭和 63 年度から<u>令和 8 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略)

現行	改正案
第 20 条の 3～第 27 条（略）	第 20 条の 3～第 27 条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の恵庭市税条例（次条第 2 項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 64 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に取得されたこの条例による改正前の恵庭市税条例附則第 15 条の 2 及び第 15 条の 8 第 3 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第2号

恵庭市都市計画税条例の一部改正について（専決処分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月19日提出

恵庭市長 原 田 裕

専決処分書

恵庭市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和５年３月３１日

恵庭市長 原 田 裕

恵庭市都市計画税条例の一部を改正する条例

恵庭市都市計画税条例（昭和 5 1 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 6 条（略）	第 1 条～第 6 条（略）
附 則	附 則
1・2（略）	1・2（略）
（法附則第 15 条第 33 項の条例で定める割合）	（法附則第 15 条第 32 項の条例で定める割合）
3 法附則第 15 条第 33 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	3 法附則第 15 条第 32 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
（法附則第 15 条第 34 項の条例で定める割合）	（法附則第 15 条第 33 項の条例で定める割合）
4 法附則第 15 条第 34 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。	4 法附則第 15 条第 33 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
（法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合）	（法附則第 15 条第 43 項の条例で定める割合）
5 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。	5 法附則第 15 条第 43 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。
6～14（略）	6～14（略）
15 法附則第 15 条第 1 項、 <u>第 10 項、第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項</u> 、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。	15 法附則第 15 条第 1 項、 <u>第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項若しくは第 46 項</u> 、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。
16（略）	16（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の恵庭市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和 5 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 4 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 8 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 1 5 項の規定の適用については、同項中「、第 4 3 項若しくは第 4 6 項」とあるのは、「若しくは第 4 3 項」とする。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月19日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 訴訟の相手方

(住所)

(氏名)

2 支払を求める額

学校給食費 385,066円

申立手続費用 10,256円

3 出訴の要旨

市は、[redacted]との黙示の契約に基づき、平成13年4月から平成16年3月まで、平成17年4月から平成18年3月まで、平成22年4月から平成25年3月まで及び平成29年4月から平成31年3月まで [redacted]

[redacted]に対して学校給食を提供し、学校給食費債権が発生した。

債務者は学校給食費の支払いを怠り、その合計は385,066円となったが、市からの再三にわたる催告を受けても支払に応じないことから、市が札幌簡易裁判所に支払督促を申し立てたところ、債務者から異議の申立てがあり、通常訴訟へ移行することとなった。よっ

て、学校給食費の請求を求める訴えを提起しようとするものである。

4 訴訟に関する取扱い

(1) 恵庭市職員を指定代理人に定める。

(2) 控訴、上告、和解等この訴訟に関するすべての事項の実施については、市長に一任する。

5 専決処分年月日

令和5年3月20日

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月19日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 訴訟の相手方

(住所)

(氏名)

2 支払を求める額

児童扶養手当返還金 70,270円

申立手続費用 7,256円

3 出訴の要旨

市は、[redacted] に対し児童扶養手当を支給していたが、児童扶養手当の支給要件が喪失した後も、債務者は支給を受けていたことにより児童扶養手当返還金が発生した。

債務者は児童扶養手当返還金の支払を怠り、市からの再三にわたる催告を受けても支払に応じないことから、市が札幌簡易裁判所に支払督促を申し立てたところ、債務者から異議の申立てがあり、通常訴訟へ移行することとなった。よって、不当利得返還の請求を求める訴えを提起するものである。

4 訴訟に関する取扱い

- (1) 恵庭市職員を指定代理人に定める。
- (2) 控訴、上告、和解等この訴訟に関するすべての事項の実施については、市長に一任する。

5 専決処分年月日

令和5年3月23日

議案第 4 号

恵庭市監査委員の選任の同意について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により、恵庭市監査委員を次のとおり選任したいので同意を求める。

令和 5 年 5 月 1 9 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

（議員のうちから選任される監査委員）

川 股 洋 一

議案第 5 号

恵庭市国民健康保険税条例の一部改正について

恵庭市国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 5 年 5 月 1 9 日 提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

恵庭市国民健康保険税条例（昭和 5 1 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 20 条 （略） （国民健康保険税の減額） 第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 20 万円を超える場合には、20 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。 (1) （略）	第 1 条～第 20 条 （略） （国民健康保険税の減額） 第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 20 万円を超える場合には、20 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。 (1) （略）

現行	改正案
(2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>28 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ（略） (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>52 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。） ア～カ（略） 2（略） 第 21 条の 2～第 26 条（略）	(2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>29 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ（略） (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>53 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。） ア～カ（略） 2（略） 第 21 条の 2～第 26 条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の恵庭市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 6 号

令和 5 年度恵庭市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度恵庭市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4 5, 0 2 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 1, 1 1 0, 0 2 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 5 月 1 9 日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

千円

款		項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金			5, 213, 788	115, 494	5, 329, 282
		2. 国庫補助金	1, 039, 249	115, 494	1, 154, 743
20. 繰入金			3, 318, 628	29, 530	3, 348, 158
		1. 繰入金	3, 318, 628	29, 530	3, 348, 158
歳入		合 計	30, 965, 000	145, 024	31, 110, 024

歳出

千円

款		項		補正前の額	補正額	計
2. 総務費				3, 672, 248	143, 031	3, 815, 279
		1. 総務管理費		3, 458, 327	143, 031	3, 601, 358
3. 民生費				11, 499, 186	1, 993	11, 501, 179
		1. 社会福祉社費		5, 610, 279	1, 993	5, 612, 272
歳出		合 計		30, 965, 000	145, 024	31, 110, 024

令和 5 年度恵庭市一般会計補正予算（第 1 号）説明書
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款		補正前の額	補正額	計
16.	国庫支出金	千円 5,213,788	千円 115,494	千円 5,329,282
20.	繰入金	3,318,628	29,530	3,348,158
	歳入合計	30,965,000	145,024	31,110,024

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国 支 出 金	道 支 出 金	地 方 債	
2. 総務費	千円 3,672,248	千円 143,031	千円 3,815,279	千円 114,498	千円 0	千円 0	千円 28,533
3. 民生費	11,499,186	1,993	11,501,179	996	0	0	997
歳出合計	30,965,000	145,024	31,110,024	115,494	0	0	29,530

2. 歳入

(款) 16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費 国庫補助金	千円 67,078	千円 85,967	千円 153,045	1 総務費補助金	千円 85,967	子育て世帯生活支援特別給付金事務費 子育て世帯生活支援特別給付金事業費	千円 4,367 81,600
6 デジタル田園都市 国家構想交付金	18,685	29,527	48,212	1 デジタル田園都市 国家構想交付金	29,527	窓口支援システム導入事業費 恵庭市LINE公式アカウント導入事業費 電子入札システム導入事業費 高齢者向けスマホ教室事業費	13,289 12,640 2,602 996
計	1,039,249	115,494	1,154,743				

(款) 20 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 基金繰入金	千円 3,301,244	千円 29,530	千円 3,330,774	3 まちづくり推進 基金繰入金	千円 28,533	まちづくり推進基金繰入金	千円 28,533
				6 社会福祉事業推進 基金繰入金	997	社会福祉事業推進基金繰入金	997
計	3,318,628	29,530	3,348,158				

3. 歳 出
(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額			
				国道支出金	地方債	その他の						
										千円		千円
3財政管理費	千円 433,001	千円 51,859	千円 484,860	千円 25,929	千円	千円 25,930	千円	12委託料	千円 51,859	3. DX推進事業費 委託料 窓口支援システム構築委託 窓口支援システムデータ連携構築委託 恵庭市LINE公式アカウント導入委託 (51,859) 51,859		
12財産管理費	102,241	5,205	107,446	2,602		2,603		12委託料	5,205	2. 管理事務費 委託料 電子入札システム導入委託 (5,205) 5,205		
17諸費	31,043	85,967	117,010	85,967				3職員手当等	162	4. 新型コロナウイルス対策事業費 職員手当等 (85,967) 162		
								10需用費	31	需用費 31		
								11役務費	214	印刷製本費 10		
								12委託料	3,960	役務費 通信運搬費 21 214		
								18負担金補助及び交付金	81,600	手数料 93 121 委託料 3,960 81,600		
								4－5. 子育て世帯生活支援特別給付事業費 (85,967)				
								職員手当等 162				
								需用費 31				
								消耗品費 10				
								印刷製本費 21 214				
役務費 通信運搬費 93 121												
手数料 3,960												
委託料 81,600												
負担金補助及び交付金 81,600												
4－5. 子育て世帯生活支援特別給付事業費 (85,967)												
職員手当等 162												
需用費 31												
消耗品費 10												
印刷製本費 21 214												
役務費 通信運搬費 93												
手数料 121												
委託料 3,960												
子育て世帯生活支援特別給付金児童福祉システム 改修委託												

説明資料

(一般会計)

(千円)

款	項	目	経	費	名	補正額	財源の内訳			説	明
							国庫支出金	道支出金	地方債		
2	総務費	1	3	総務管理費	3	51,859	25,929			25,930	書かない窓口導入に係るシステム導入及び恵庭市LINE公式アカウントの導入
2	総務費	1	12	総務管理費	2	5,205	2,602			2,603	電子入札システムの導入
2	総務費	1	17	総務管理費	4-5	85,967	85,967				低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給
3	民生費	1	2	社会福祉費	3-6	1,993	996			997	高齢者向けスマホ教室の実施
合 計						145,024	115,494	0	0	29,530	0